

住宅用火災警報器について

☆住宅用火災警報器の設置は義務です



消防法により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。（新築住宅は平成 18 年 6 月、既存住宅は富山県では平成 20 年 6 月から設置が義務化されています。）共同住宅（マンション・アパート）や店舗を兼ねている住宅も対象です。

☆住宅用火災警報器の設置場所は？

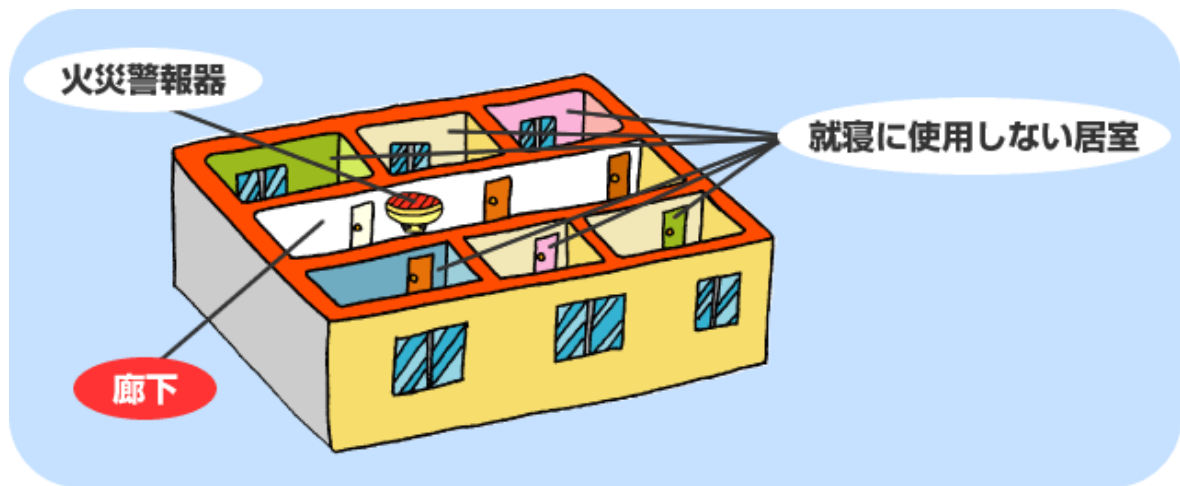
寝室には、必ず設置してください。寝室が 2 階にある場合は、階段にも設置が必要です。台所にも設置をお勧めします。



一般社団法人日本火災報知機工業会HPより

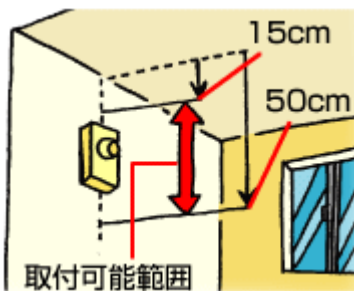
-  取り付けが義務付けられている所
-  取り付けをおすすめする所

7㎡（四畳半）以上の居室が 5 以上ある 階には、廊下に火災警報器の設置が必要です。

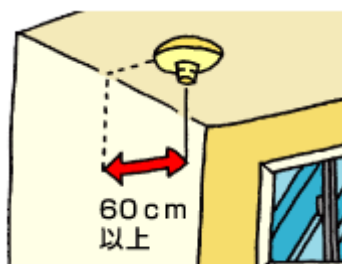


☆取り付け方は？

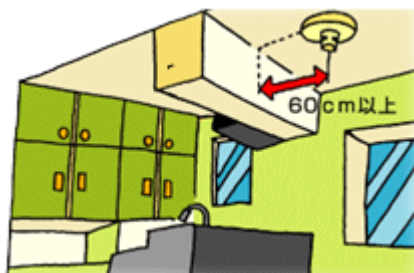
①壁の場合



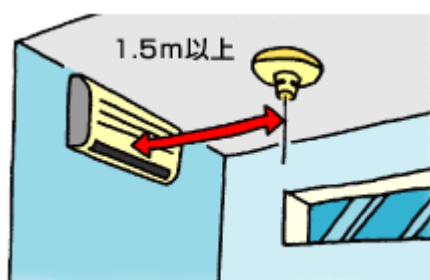
②天井の場合（熱式の場合は 40 cm以上離します）



③梁（はり）などがある場合（熱式の場合は 40 cm以上離します）



④換気扇やエアコンなどの吹き出し口付近の場合



どこで買えるの？

お近くのホームセンターや電器店などで購入できます。ガス事業者からも購入が可能です。なお、価格は、メーカーや種類、機能等により異なります。

住宅用火災警報器の点検、交換について

☆点検は定期的に！！！！

本体のボタンを押すか、紐を引きます。

正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。

反応しない場合は、すぐに交換しましょう。

年2回は点検しましょう。（春、秋火災予防運動の時期に実施することを推奨）

☆交換の目安は10年

設置から10年以上の場合も交換しましょう。

色々種類があるようだけど？

代表的な住宅用火災警報器を紹介します。

<煙式（光電式）> 寝室・階段室・台所など

煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で火災の発生を知らせます。

※消防法令で寝室や階段室に設置が義務付けられているのは煙を感知する（煙式）住宅用火災警報器です。

<熱式（定温式）> 台所・車庫など

住宅用火災警報器の周辺温度が一定の温度に達すると音や音声で火災の発生を知らせます。

※台所や車庫などで、大量の煙や湯気が対流する場所等に適しています。

問い合わせ先

□新川地域消防組合 黒部消防署予防課

住所：〒938-0014 富山県黒部市植木 761 番地 1 TEL：0765-54-0119

□新川地域消防組合 入善消防署予防課

住所：〒939-0642 富山県下新川郡入善町上野 571 番地 TEL：0765-72-0135

□新川地域消防組合 朝日消防署予防課

住所：〒939-0743 富山県下新川郡朝日町道下 1062 番地 TEL：0765-83-0009

□新川地域消防組合 宇奈月消防署予防課

住所：〒938-0281 富山県黒部市宇奈月町内山 3353 番地 TEL：0765-65-2940